協議第7号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年 7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は 従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。

平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。

合併協議項目事業一覧 (農業委員会の委員の定数及び任期)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考	
7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い							
	1	農業委員会の委員の定数及び任期等	経済振興部会	第6回			

<u>သ</u>

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:経済振興部会

協議項目	7 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い	小項目名	1 農業委員会の委員の定数及び任期等
調整方針	農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成2 存続する二つの農業委員会を置く。 平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編3		でそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま

調査	現	況	- 調整の具体的内容
市町名	熊本市	富合町	過走の共体的行
市町別内容	委員 選挙委員 40名 選任委員 7名 (うち議会推薦4名、農協推薦1名、農業共済推薦1名、土地改良区推薦1名) ※平成17年7月20日改選 任期 ・平成17年7月20日~平成20年7月19日3年間 報酬 会長 月額90,000円会長職務代理者月額59,000円 委員 月額55,000円	委員 選挙委員 16名 選任委員 6名 (うち議会推薦3名,農協推薦1名、農業共済推薦1名、土地改良区推薦1名) ※平成18年10月1日改選 任期 ・平成18年10月1日~平成21年9月30日3年間 報酬 会長 年額 213,300円 委員 年額 195,300円 費用弁償 1日 1,000円	農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。 平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。
	選挙区・・・9選挙区	選挙区・・・富合町の全域	
	定数・・・40名	定数… 1 6名	

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(編入合併の場合)

区分				選挙委員		ᅋᄯᆍᄝ	西此生	(根拠法令)
			選出方法等	定数	任期	選任委員	要件等	
合併後の新市に1つの農			編入した市町村の	編入した市町村の	編入した市町村の従	編入した市町村の委員は	_	農委法第3条第1項
業委員会を置く場合		原	委員は存続。編入	従前の定数	前の委員の残任期間	存続。編入された市町村		
		則	された市町村の委			の委員は失職。		
			員は失職。					
		在	存続。ただし、右	編入した市町村の	編入した市町村の従	編入した市町村の委員は	_	農委法第3条第1項
		任	記の定数を超える	従前の定数+協議	前の委員の残任期間	存続。編入された市町村		合併特例法第11条
		特	ときは、選挙委員	により40を超え		の委員は失職。		第1項第2号及び第
		例	全員で互選。	ない範囲で定めた				2項
		173		数				
合併後の	従前の区		各委員会ごとに選	各委員会ごとに条	3年	新たに選任	新市の区域面積	農委法第3条第2項
新市に2	域と異な	原	挙	例で定める数			24000ha または農	公選法第33条第3
以上の農	った区域	則					地面積 7000ha を	項
業委員会	ごとに委						超えること。	
を置く場	員会を置	在	存続。ただし、右	協議により各委員	合併後1年を超えな	新たに選任	新市の区域面積	農委法第3条第2項
合	く場合	任	記の定数を超える	会ごとに80を超	い範囲で協議で定め		24000ha または農	合併特例法第11条
		特	ときは、選挙委員	えず10を下らな	る期間		地面積 7000ha を	第3項
		例	全員で互選	い範囲で定めた数			超えること。	
	従前の区		従前の市町村の委	従前の定数	従前の各委員会の委	従前の市町村の委員は、	新市の区域面積	農委法第3条第2項
	域ごとに	特	員は、それぞれ新		員の残任期間	それぞれ新委員会の委員	24000ha または農	農委法第34条第2
	委員会を	例	委員会の委員とな			となって存続。	地面積 7000ha を	項
	置く場合		って存続				超えること。	

[※] 選挙委員の定数を21人以上とした場合は「農地部会」が必置となります。

〇農地面積等

(単位: ha)

	熊本市	富合町	市町計	備考
市町域面積	26, 078	1, 959		国土交通省国土地理 院「平成17年全国都 道府県市区町村別面 積調」による
農地面積	6, 619	830	7, 449	2005年農林業センサス経営耕地総面積より

〇農業委員会等に関する法律

(設置)

- 第三条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される 土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3 前項の規定によりその区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の 数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
- 5 その区域内の農地面積(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の 市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調っ たものの区域内の農地面積(生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第 一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。)を除く。)が著しく小さい市町 村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置か ないことができる。
- 6 市町村長は、第二項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第三項 又は第四項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設 置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置か

ないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

(境界の変更の場合の特例)

- 第三十四条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村 に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域を その区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会 となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその 存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
- 2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部 を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及 び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区 域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域 を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及 び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

〇農業委員会等に関する法律施行令

(二以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第一条の三 法第三条第二項の政令で定める市町村は、その<u>区域の面積が二万四千</u> <u>へクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が七千へクタールを超える市町村とする。</u>

複数農業委員会設置市町村

後	委員会設置市	四」个归		曲光주무스		T
		合併期日	合併形態	農業委員会 <u>設置数</u>	合併自治体数	備考
	北見市	18. 3. 5	新設	4	1市3町	北 <u>見市 端野町 常呂町 留辺蕊町</u> ◎合併後に連絡調整会議を設置し、研究・検討を行い1つの農業委員会に統合予定
北海道	大空町	18. 3. 31	新設	2	1町1村	<u>女満別町</u> 東 <u>薬琴村</u> ◎平成20年1農業委員会へ統合予定
	幕別町	18. 2. 6	編入	2	1町1村	<u>幕別町</u> <u>忠類村</u> ◎平成20年7月統合予定
宮城県	大崎市	18. 3. 31	新設	2	1市6町	古川市 岩出山町 鳴子町 松山町 三本木町 田尻町 鹿島台町 ◎H18.7.20「7」→「2」農業員会に統合、H20「1」農業委員会に統合予定
秋田県	大仙市	17. 3. 22	新設	2	1市6町1村	大曲市 中仙町 仙北町 太田町 神岡町 西仙北町 協和町 南外村
		18. 1. 23	編入	4	1市3町	<u>高崎市 倉渕村 群馬町 新町</u> ◎平成20年7月20日、1農業委員会に統合
	高崎市	18. 1. 23	編入	5	1市1町	高崎市 <u>箕郷町</u> ◎平成20年7月20日、1農業委員会に統合
群馬県		18. 10. 1	編入	6	1市1町	高崎市 <u>榛名町</u> ◎平成20年7月20日、1農業委員会に統合
	渋川市	18. 2. 20	新設	6	1市1町4村	<u>渋川市 伊香保町 小野上村 子持村 赤城村 北橘村</u> ◎合併1年後(H19.2.20)1農業委員会に統合
	みなかみ町	17. 10. 1	新設	3	1町2村	<u>月夜野村</u> <u>水上町</u> <u>新治村</u> ◎平成19年4月1日統合
	横浜市			2		※政令指定都市
		18, 3, 20 19, 3, 11	編入	2	1市2町	相模原市 津久井町 相模湖町
神奈川県	相模原市	19, 3, 11	編入	2	1市1町	相模原市 藤野町(津久井町、相模湖町区域の農業委員会に統合)
		19. 3. 11	編入	2	1市1町	相模原市 城山町 ○H19.3.11より「西」「東」農業委員会とする
岐阜県	関市	17. 2. 7	編入	3	1市2町3村	関市 洞戸村 板取村 武芸川町 武儀町 上之保村
蚁 半宗	郡上市	16. 3. 1	新設	2	3町4村	八幡町 美並村 明宝村 和良村 大和町 白鳥町 高鷲村
静岡県	浜松市	17. 7. 1	編入	4	3市8町1村	<u>浜松市 舞阪町 雄踏町 浜北市 細江町 引佐町 三ケ日町</u> <u>天竜市 春野町 佐久間町 水窪町 龍山村</u> ※政令指定都市
	新潟市	17. 3. 21	編入	4	3市4町5村	新潟市 白根市 小須戸町 横越町 亀田町 豊栄市 岩室村 西川町 味方村 潟東村 月潟村 中之口村
新潟県		17 , 3, 21	編入	5	2市	新潟市 <u>新津市</u>
		17. 10. 10	編入	6	1市1町	新潟市 <u>巻町</u> ※政令指定都市
	下関市	17. 2. 13	新設	2	1市4町	<u>下関市 豊浦町 菊川町 豊田町 豊北町</u> ◎合併後4年間までに1農業委員会とすることに努める
山口県	萩市	17. 3. 6	新設	2	1市2町4村	<u>萩市 川上村 旭村</u> 田万川町 むつみ村 須佐町 福栄村 ◎合併後4年以内に統合
福岡県	北九州市			2		※政令指定都市
鹿児島県	薩摩川内市	16. 10. 12	新設	2	1市4町4村	川内市 樋脇町 入来町 東郷町 祁答院町 里村 上瓶村 下瓶村 鹿島村